

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業場（以下「事業場」という。）において、看護師として看護業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「寄生虫妄想症、皮膚掻痒症、蕁麻疹」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記傷病は疥癬であり、業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月頃に疥癬の患者に対して、看護師として軟膏を塗布するなどの処置を行っていたため、疥癬に感染する可能性があったものであり、さらに、同月〇日前後に、同僚看護師から頭の上に粉をかけられたことによって疥癬を発症したものであると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人を診察した医師の所見は、以下のとおりである。

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「初診日は当年〇月〇日。寄生虫妄想症、発症年月日不明、疥癬症に罹患したという妄想及びそれに伴う全身の瘙痒感、全身に瘙痒痕あるが、疥癬自体を思わせる丘疹・瘙痒・疥癬トンネルなどは一切ない。皮膚疾患としては休業等の必要はない。」と述べており、また、F医師も、同年〇月〇日付け診断書において、同日の診療時の段階で、現在、疥癬を示唆する皮疹なく、その点で就労に問題がないことを証明すると述べている。

この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、皮膚瘙痒症であり、搔破によると思われる皮疹を形成していると述べているところ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は勤務先で疥癬を浴びせられて感染したと訴えていたが、疥癬を疑う皮疹もなく、搔破痕もほとんどなかった。蕁麻疹・急性湿疹と診断した。」と述べており、さらに、I病院の診療録においても、真菌検査（－）、疥癬の症状（－）、勤務不能となる疾病はないと記載されている。

(3) そして、J医師は、上記意見書並びにDクリニック及びI病院の診療録を踏まえて、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「疥癬の症状なく、寄生虫妄想症であり、業務との因果関係はなし。労災認定は不可能である。」と述べている。当審査会としては、これらの医師の所見に照らして、請求人に勤務を不能とする傷病があるとは判断し得ず、請求人の主張は認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。